

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項及び第十一条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県立高等学校通則（以下「新通則」という。）第八条第三項及び第十一条第一項の規定は、施行の日以降高等学校に入学した生徒（新通則第十六条第四項の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新通則第八条第三項及び第十一条第一項の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。
- 4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新通則第十六条第四項の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新通則第八条第三項及び第十一条第一項の規定が適用されるまでの間における改正前の埼玉県立高等学校通則第八条第三項及び第十一条第一項の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。